

労働情報なごや

(2025 年 10 月発行)

「愛知県最低賃金」は、令和7年10月18日から**時間額 1,140 円に改正！****63 円
UP**

～使用者の方も、労働者の方も最低賃金を上回っているか必ず確認しましょう～

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度です。

最低賃金は都道府県ごとに定められており、上記金額は愛知県内の事業場で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等）に適用されます。

賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額 1,140 円と比較します。

詳細については、愛知労働局労働基準部賃金課（TEL：052-972-0257）もしくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

労働基準監督署	電 話 番 号	市内管轄区域
名古屋北労働基準監督署	052-961-8653	東、北、中、守山
名古屋南労働基準監督署	052-651-9207	中川、港、南
名古屋東労働基準監督署	052-800-0792	千種、昭和、瑞穂、熱田、緑、名東、天白
名古屋西労働基準監督署	052-481-9533	西、中村

○最低賃金に関する特設サイト（厚生労働省）

最低賃金の基本的なポイントをおさえるためのコンテンツが掲載されています。

ケーススタディやよくあるご質問 FAQ など、あなたがわからない、知りたいと思う情報が盛りだくさんです。

また、このサイトではあなたの賃金が最低賃金額以上の額となっているかを確認することもできます。必要な項目を入力し、あなたの賃金と最低賃金額を比較チェックしてみましょう！

【URL】 <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

←← 詳細はこちら

毎年 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

労働者の皆様におかれましても、いざ不調を抱えた時のために理解を深め、「過労死ゼロ」の社会の実現をめざしましょう。

○過労死等防止に関する特設サイト（厚生労働省）

[詳細はこちら](#)

過労死等を防止するための事業主・労働者の取組、国による相談窓口など、過労死等について、全体の概要がわかる特設サイトです。

【URL】https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html



○名古屋市が実施する相談窓口

【メンタルヘルスのご相談】

[詳細はこちら](#)

名古屋市こころの健康無料相談

平日夜間および土日に精神科医・臨床心理士・産業カウンセラー等による予約制の面接相談を行っています。また、電話相談やLINE相談（LINE チャット）も利用できます。市内在住、または在勤・在学の方を対象とした無料相談です。

【URL】<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000018951.html>



【労働条件等に関するご相談】

名古屋市市民相談室 労働相談

詳しくは④ページをご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウムに参加してみませんか？

参加無料

開催日時 令和7年11月14日（金）14:00～16:30（受付13:30～）

会場 名古屋市中小企業振興会館 7F メインホール
（名古屋市千種区吹上二丁目6番3号）

主催 厚生労働省

基調講演 「雇用社会に蔓延するハラスメントの背景に迫る～新聞記者の視点から～」
東海林 智 氏（毎日新聞 社会部記者）

申込方法 事前申し込みが必要です。右記の二次元コードからお申込みください。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ！

[詳細はこちら](#)

＜問合せ先＞ 株式会社プロセスユニーク

TEL: 0570-026-027 FAX: 052-915-1523

MAIL: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



★愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック・東海ろうきん共催★ 第21回退職準備セミナー（年金受給準備セミナー）開催のお知らせ

テーマ	・ 共済年金と厚生年金の一元化について ・ 公的年金はいつからいくらもらえるのか？ ・ 65歳までの暮らし方をどうする？ ・ 定年前後にやるべきこと3大手続き（年金・雇用保険・健康保険など）	退職（定年）を控えた方向け 参加費無料！
開催日時	第1回 令和7年11月 8日（土）10:00～12:30 第2回 令和7年11月 8日（土）13:30～16:00 第3回 令和7年11月 9日（日）10:00～12:30 第4回 令和7年11月 9日（日）13:30～16:00 第5回 令和7年11月15日（土）10:00～12:30 第6回 令和7年11月15日（土）13:30～16:00	
会場	ワークライフプラザれあろ（全労済金山会館） 6階大会議室 名古屋市熱田区金山町1-14-18 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。	
定員	各回80名（定員になり次第〆切）	
対象	59～62歳で民間企業などにお勤めの方（厚生年金）及び公務員・私立学校教職員の方（共済年金） ※第1回から第5回は民間企業などにお勤めの方、第6回は公務員・私立学校教職員組合（旧共済年金）の方が対象。ご家族の方もご参加いただけます！	
主催	愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック・東海労働金庫	
講師	社会保険労務士 鈴木 久子 氏	
申込方法	所定の申込書にご記入後、所属の労働組合または、愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックへFAX（052-682-6049）またはEメールでお申込みください。	

【申込書の請求及び問い合わせ先】

- ◇愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック 電話番号: 052-682-6029
Eメール: tomonokai@ray.ocn.ne.jp
- ◇東海労働金庫 本店営業部 電話番号: 052-243-8800

名古屋市の職業相談窓口 「なごやジョブサポートセンター」のご案内

名古屋市内で就職を検討している求職者を対象に、専門の相談員が一人ひとりの方を個別に担当して、求人紹介から応募、就職定着支援まで継続的な支援を行っています。WEBでの相談も可能です。

相談受付：月～金曜日・第2土曜日

9時～17時（水曜日のみ18時30分まで延長）

休館日：土曜日（第2土曜日は開館）、日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

※第2土曜日が祝日の場合、第3土曜日開館 ※夏季休館日あり

電話：052-733-2111（相談は完全予約制です）

場所：名古屋市千種区吹上二丁目6-3

名古屋市中小企業振興会館6階

URL：<https://www.nagojob.city.nagoya.jp/>

Instagram・facebookでも、情報を発信しています！



詳細はこちら



～職場でのトラブルや悩みごとはありませんか？～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
9時～11時45分・13時～15時45分

電話：052-972-3163

場所：名古屋市役所西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

E mail: rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

※Eメールによるご相談は、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。
（お住まいや勤務先の所在区など可能な範囲でご記入ください。）

◆相談無料

◆秘密厳守

よくある相談事例をご紹介します！！

Q.：突然会社から解雇された！！どうしたらいいの？

A.： 解雇を行う際には少なくとも30日前に解雇の予告をする必要があります。
予告を行わない場合には、30日以上平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければなりません。予告の日数が30日に満たない場合には、その不足日数分の平均賃金を、解雇予告手当として、支払う必要があります。
例えば、解雇日の10日前に予告した場合は、20日×平均賃金を支払うとすることが必要です。（労働基準法第20条）。

また、解雇するためには、解雇が客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められなければなりません。（労働契約法第16条）

不当な解雇だと感じる場合は、**愛知労働局の総合労働相談コーナー**や、労働基準監督署へ相談してみましょう。

愛知労働局 総合労働相談コーナーでも労働問題に関するあらゆる分野のご相談ができます。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）9時30分～17時

電話：052-972-0266

場所：名古屋合同庁舎第1号館8階（名古屋市中区三の丸二丁目2番1号）